

宗教上の理由で輸血を忌避(拒否)される方々へ

総合病院厚生中央病院は「相対的無輸血」の方針に則り、以下の通り対応いたします。

(1) 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、輸血及び血液製剤なしでは生命の危険が回避できないと判断した場合には、輸血や血液製剤の投与を実施いたします。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。

(2) 信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には、署名はいたしません。

(3) 以上の方針は、患者様の意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。

(4) 自己決定が可能な患者様、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力を致しますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他医療機関での治療をお勧めします。

相対的無輸血とは・・・患者さまの意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に陥った場合には輸血をするという立場・考え方。

絶対的無輸血とは・・・患者さまの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

全国土木建築国民健康保険組合
総合病院 厚生中央病院
院長 河島 尚志